

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 主旨

県として独自に定めた発生段階の区分（感染警戒レベル）により、県内の感染状況を圏域ごとに正確に見定め、感染拡大の兆しが見られれば対策の強化を行っていく。

2 感染警戒レベルの区分について

【考え方】

- 原則として、広域圏（保健所管轄）単位で、県が、必要に応じて新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、各段階の判断を行う。
- 下記に掲げるほか、医療供給体制のひっ迫のおそれの観点から、直近1週間の新規感染者数や感染経路が不明な感染者数、PCR検査等の陽性率、受け入れ可能病床数及び現在の入院者数等を考慮した上で、全県的に感染警戒レベルを引き上げる可能性がある。
- なお、他都道府県で感染の拡大が生じ、そのために本県が緊急事態宣言の対象区域となった場合は、その趣旨を踏まえて、圏域の感染警戒レベルにとらわれない対策を行う場合がある。

【感染警戒レベル】

域内発生早期 【Level 1】

感染者数に関わらず、感染経路が特定（推定）できている状態

（県外での感染の可能性が高い事例、又は県内において感染し感染経路が特定（推定）できている事例のみの場合）

域内感染発生期 【Level 2】

- ① 感染経路が特定できない者が発生
- ② 単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が確定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生

域内まん延期 【Level 3】

- ① Level 2の①又は②に該当する事例が多数発生（概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は、2件とする）
- ② クラスターが複数発生

※感染警戒レベルの引き下げについて

感染警戒レベルの引き上げに係る事例における最終の感染経路が発生してから14日間、その事例に係る新たな感染者が発生していない場合は感染警戒レベルを引き下げる。

3 感染警戒レベルに応じた対応策

【Level 1における対応】：「新しい生活様式」の定着の促進等

【Level 2における対応】：市町村と連携して圏域に「新型コロナウイルス警戒宣言」を発令し、住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請

【Level 3における対応】：県独自の「〇〇広域非常事態宣言」を発令し、不要不急の外出自粛要請のほか、状況に応じて、施設の使用停止（休業）の要請、県立学校、県有施設の休業等を検討